

認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会
報 告 書

総務省消防庁

平成18年3月29日

はじめに

平成18年1月8日の未明、長崎県大村市内にある認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」において、施設が全焼、死者7名、負傷者3名を出す痛ましい火災が発生し、グループホーム関係者をはじめとして社会的に大きな衝撃を与えました。

認知症高齢者グループホームは、平成12年の介護保険法の施行以来、年々急速に増加しており、今後も増加が見込まれていますが、入所者が安心して施設での共同生活を送れるようにするためには、介護サービス・居住環境の充実のみならず、防火安全面の備えもおろそかにできません。

しかし、現実には、小規模な施設が多いため消防法の規制がほとんど及んでおらず、また、夜間の職員配置が1人であるなど、十分な防火管理体制が構築されていないのが現状です。

このような施設では、ひとたび火災が発生すれば、入居者は自力で避難することが困難な場合が多く、また、夜間の避難誘導等も難しい環境におかれています。今後更に高齢社会が進展する中、安心・安全の社会を確立するためには、このような施設の弱点を克服していかなければなりません。

消防庁においては、「認知症高齢者グループホームにおける防火安全対策検討会」を設置し、認知症高齢者グループホーム等の実態把握に努めるとともに、火災実験及び消火実験を行い、これらの施設における消防用設備等及び防火管理等の防火安全対策のあり方について調査検討を行いました。

この報告書は、これらの調査検討の結果を取りまとめ、認知症高齢者等が入所する施設における防火安全対策についての提言を行うものです。本提言が、認知症高齢者等が入所する施設の防火安全対策に寄与し、もって当該施設の入所者等の安心・安全の向上をもたらし、高齢社会における福祉の増進に資するものとなれば幸いです。

平成18年3月

認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会
委員長 室崎 益輝

目次

第1章 検討の概要

1. 1 検討目的
1. 2 検討事項
1. 3 検討体制
1. 4 検討会の検討経過等

第2章 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災の概要等

2. 1 火災の概要
2. 2 建物の建築経過等
2. 3 消防隊の活動概要
2. 4 火災原因等の状況

第3章 認知症高齢者グループホームの実態

3. 1 認知症高齢者グループホームの法令上の位置付け
3. 2 認知症高齢者グループホームの施設数
3. 3 認知症高齢者グループホームの実態調査の概要

第4章 認知症高齢者グループホームの防火上の課題と講ずべき対策

4. 1 認知症高齢者グループホームの特性
4. 2 認知症高齢者グループホームの防火上の課題
4. 3 認知症高齢者グループホームにおいて講ずべき防火対策
4. 4 認知症高齢者グループホームの実態を踏まえた防火対策を推進するための留意事項
4. 5 認知症高齢者グループホームと同様の火災危険性を有する施設の防火安全対策

参考資料

第1章 検討の概要

1.1 検討目的

死者7名、負傷者3名が発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」における火災（平成18年1月8日）を踏まえ、「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」を設置し、認知症高齢者等が入所する施設における消防用設備等や防火管理等の防火安全対策のあり方について検討を行い、その対策について提言を行うことを目的とした。

1.2 検討事項

検討会では、認知症高齢者グループホーム等に係る次の事項について、調査、検討を行うものとした。

- (1) 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災の概要の把握と課題の整理
- (2) 認知症高齢者グループホーム等における消防用設備等のあり方
- (3) 認知症高齢者グループホーム等における防火管理のあり方
- (4) その他の必要な事項

1.3 検討体制

前記（1）の検討目的を達成するために、学識経験者、行政機関、消防機関、消防関係団体及びグループホーム関係団体を代表する者等から構成される「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」を設置し、前記（2）の検討事項について検討を行った。

委員構成は次のとおりである。

認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会委員

委員長	むろさき よしてる 室崎 益輝	独立行政法人消防研究所理事長
副委員長	のむら かん 野村 歡	日本大学理工学部建築学科教授
委員	かわじり よしお 川尻 良夫	厚生労働省老健局計画課長
委員	ささき かつのり 佐々木 勝則	特定非営利活動法人全国認知症グループホーム協会 常任理事
委員	さたけ てつお 佐竹 哲男	東京消防庁予防部長
委員	じろまるのぶお 次郎丸 誠男	危険物保安技術協会理事長（元消防研究所所長）
委員	てらむら あきら 寺村 映	総務省消防庁予防課長
委員	はせがわしやういち 長谷川 彰一	総務省消防庁消防・救急課長
委員	ひやうどう みよこ 兵頭 美代子	主婦連合会会長
委員	みやもと ひでき 宮本 英機	千葉県消防局予防部長
委員	やました すみはる 山下 純治	県央地域広域市町村圏組合消防本部次長
委員	やまだ ときよし 山田 常圭	独立行政法人消防研究所プロジェクト研究部長

オブザーバー

磯部	いそべ たかゆき 孝之	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室防災企画係長
川原	かわはら くにひろ 邦博	長崎県総務部危機管理・消防防災課長

事務局 消防庁予防課

実験協力 独立行政法人消防研究所

1. 4 検討会の検討経過等

<第1回 検討会>

平成18年1月19日 第1回「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」開催

【議事】

- 1 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災の概要
- 2 認知症高齢者グループホーム等の実態
- 3 認知症高齢者グループホーム等の防火安全上の課題

<第2回 検討会>

平成18年2月7日 第2回「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」開催

【議事】

- 1 認知症高齢者グループホーム等における実態調査結果
- 2 認知症高齢者グループホーム等の防火安全上の対策

<第3回 検討会>

平成18年3月2日 第3回「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」開催

【議事】

- 1 火災実験結果
- 2 認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全上の課題と対策

<第4回 検討会>

平成18年3月15日 第4回「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」開催

【議事】

- 1 住宅用スプリンクラー設備消火実験結果
- 2 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書（素案）

<第5回 検討会>

平成18年3月29日 第5回「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」開催

【議事】

- 1 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災原因調査の概要
- 2 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書（案）

<火災実験>

平成18年2月28日～3月1日 ソファ（防炎品・非防炎品）の燃焼実験
平成18年3月13日 住宅用スプリンクラー設備の消火実験

第2章 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災の概要等

平成18年1月8日（日）、長崎県大村市内にある認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」において発生した火災は、同施設を全焼し、死者7名、負傷者3名が発生する惨事となった。

火災の概要等については、次のとおりである。

なお、消防庁では、8日朝（鎮火直後）から、消防法第35条の3の2に基づく消防庁長官の火災原因調査を発動し、同法第35条の3の3に基づき独立行政法人消防研究所とともに、長崎県県央地域広域市町村圏組合消防本部と協力して、現地調査を実施した。

火災発生後の「やすらぎの里さくら館」の外観



2. 1 火災の概要

(1) 出火日時等

- ア 出火日時 平成18年1月8日（日）2時19分頃（推定）
- イ 覚知日時 平成18年1月8日（日）2時32分
- ウ 鎮圧日時 平成18年1月8日（日）4時05分
- エ 鎮火日時 平成18年1月8日（日）5時05分

(2) 建物概要等

- ア 所在地 長崎県大村市陰平町2245-1番地
- イ 名称 グループホーム「やすらぎの里さくら館」
- ウ 構造等

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造一部木造

(イ) 階数 平屋建て

(ウ) 面積 建築面積304.2㎡、延べ面積279.1㎡

(3) 気象状況（平成18年1月8日2時00分現在）

天候 曇り、風向 南南東、風速 1m/s、気温 0℃、湿度 81%

(4) 焼損程度等

- ア 火災種別 建物火災
- イ 焼損程度 全焼
- ウ 焼損面積 焼損床面積 279.1㎡

- (5) 死傷者の状況
 - ア 死者 7名（入所者7名：うち男性1名、女性6名）
 - イ 負傷者 3名（入所者2名、施設職員1名、合計女性3名）

2. 2 建物の建築経過・使用状況等

- (1) 用途
福祉施設（消防法施行令別表第一(6)項ロ）
- (2) 収容人員等
 - ア 収容人員
入所者9名、従業者9名、計18名（防火管理の義務なし）
 - イ 火災時の在館人員
入所者9名、施設職員1名
- (3) 消防用設備等の設置状況
消火器、誘導灯
- (4) 消防同意
平成15年4月7日
- (5) 着工
平成15年5月1日
- (6) 使用開始検査
平成15年8月8日（指摘事項なし）

2. 3 消防隊の活動概要

- (1) 消防隊の出場状況
 - ア 消防本部

2時34分、一次出動	大村消防署	5台	16名
2時57分、二次出動	諫早消防署	3台	7名
	支援出動（非番者等）	5台	20名
	計	13台	43名
 - イ 消防団

一次出動		7台	117名（3個分団）
二次出動		3台	20名（4個分団）
	計	10台	137名（7個分団）
 - ウ 出場合計
23台 180名
- (2) 最先着隊到着時の建物の状況
現場到着時（2時45分）、建物は、西側5か所の窓、北側（ウッドデッキ側）の開口部全体及び東側の中央（玄関）より北側の開口部から、それぞれ火炎が噴出し、南側の勝手口から黒煙が噴出
屋根は、北側（ウッドデッキ側上方）及びリビング中央付近が崩落し、炎が上方に立ち上がり、火災は最盛期の状態
- (3) 消防活動
 - ア 消火活動
先着のタンク車からホースを延長し、直ちに建物の消火活動に当たった。
同時に、ポンプ車は、500m程度離れた公設消火栓からホースを延長し、タンク車に中継・補給した。
4時05分 火勢鎮圧、5時05分 火災鎮火
 - イ 人命検索
現場に先着していた警察官から「救出された負傷者4名を医療機関へ搬送したが、

未だ5名が行方不明」との情報を得て、直ちに救助隊員が援護注水を受けながら、南側勝手口から屋内進入し人命検索を行ったが、屋内での生存者は確認できなかった。

火勢鎮圧に移行しつつある頃、人命検索と消火活動を行っていた隊員が、3時39分から3時55分にかけて5名の行方不明者（死亡）を発見した。

2. 4 火災原因等の状況

(1) 出火箇所

施設内北側の共用室居間ソファ付近

(2) 出火原因

現場の実況見分の結果等から、電気機器類、タバコ又はライターの可能性が想定される。

鑑定の結果、電気機器類からの出火の可能性は極めて低い。

現場の実況見分の結果、共用室にガラス製灰皿のガラス片と見られる残存物及びライターの残存物があったことから、タバコによる失火又はライターによる着火の可能性が考えられる。

燃焼実験の結果、タバコを火源とすれば、クッション及びソファでは着火に至らず、また、ソファ近傍にあったとされる籐製ゴミ箱からの出火を想定した場合、無炎燃焼から短時間では有炎燃焼に至らなかった。ライターを火源とすれば、ソファ、クッション及び籐製ゴミ箱のいずれに着火しても、燃焼拡大した。

したがって、タバコによる失火については、十分考えられるものの可能性は低く、ライターによる着火について可能性が高いと推察される。

(3) 発見状況

仮眠中の女性職員が「パチパチ」という音に気づき、共用室に行くとソファなどが燃えており、炎は天井まで届き少し横へ広がっていた。

(4) 初期消火状況

1名の施設職員が、ABC粉末消火器で初期消火を試みたが、消火できずに断念した。

(5) 通報状況

職員が助けを求めに施設外へ走り出て、県道を通行の1台目の車は通過したが、2台目のトラックが止まり、その運転手から渡してもらった携帯電話で通報した（110番）。

(6) 避難・救出状況

避難誘導は、特に行われていない。

職員及び駆けつけた警察官が、施設東側の居室番号3及び4並びに西側の居室番号8及び9（いずれも施設の南部分に位置する。）から、それぞれ1名ずつ計4人を救出した。

(7) 延焼拡大状況

共用室居間から立ち上がった炎は、共用室の天井及び小屋裏へ延焼し、その後、時間を置かず共用室に面する各居室へ延焼拡大し、更に、東側及び西側の通路から、南側方向へ延焼していったと考えられる。

(8) 死者の状況

死者7名はすべて入所者で、4名は各居室、1名は共用室で発見され、2名は病院に搬送された後、死亡が確認されている。

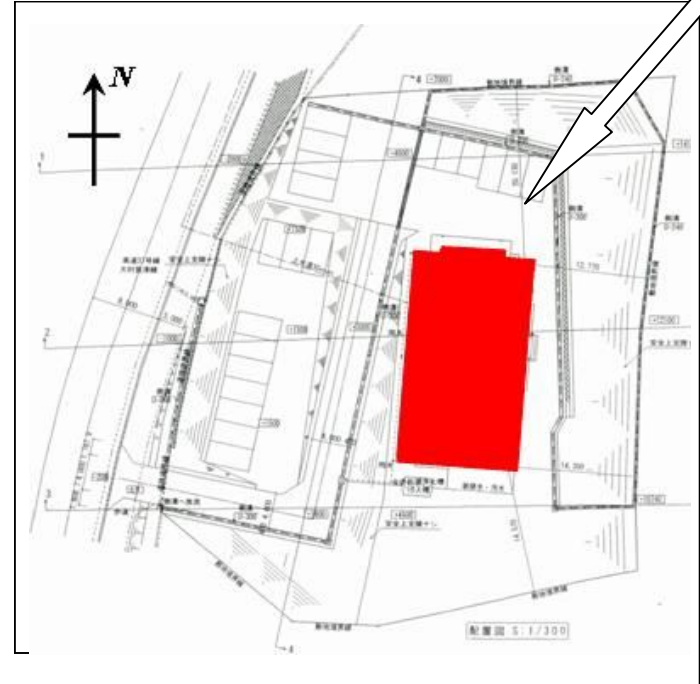
(9) 負傷者の状況

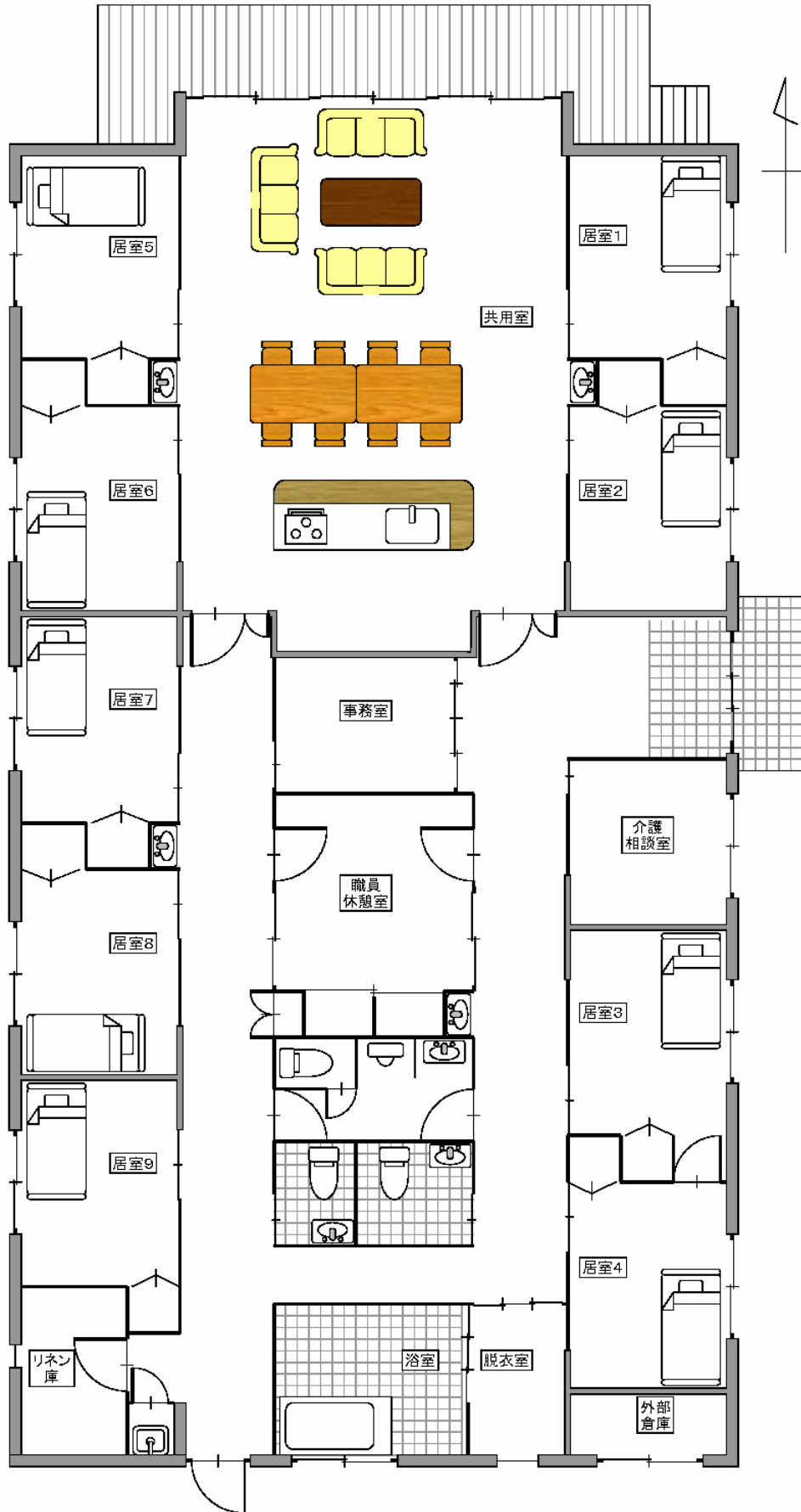
負傷者は、入所者2名、職員1名の合計3名で、全員軽症である。受傷原因は、入所者2名は煙を吸ったもので、職員は火傷である。

火災現場図



長崎県大村市陰平町 2245-1 番地





第3章 認知症高齢者グループホームの実態

3. 1 認知症高齢者グループホームの法令上の位置付け

認知症高齢者グループホームとは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく「認知症対応型老人共同生活援助事業（認知症対応型共同生活介護）」が行われる共同生活を営むべき住居として設けられた建築物をいう。

なお、認知症高齢者グループホームは、平成12年4月1日から介護保険法（平成9年法律第123号）が施行されたことに伴い設けられるようになったものであり、比較的新しい形態の施設である。

【参考条文】

老人福祉法第5条の2第5項（定義）

この法律において、「認知症対応型老人共同生活援助事業」とは、第10条の4第1項第4号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。

老人福祉法第10条の4第1項第4号（居宅における介護等）

65歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第7条第15項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第5項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

老人福祉法施行令第4条（認知症対応型老人共同生活援助事業の対象者）

法第5条の2第5項の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 法第10条の4第1項第4号の措置に係る者
- 二 介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者
- 三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第7条第15項に規定する認知症対応型共同生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

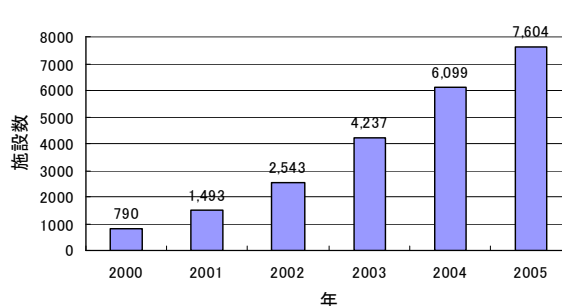
介護保険法第7条第15項（定義）

この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であつて、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下「認知症」という。）であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

3. 2 認知症高齢者グループホームの施設数

独立行政法人福祉医療機構（WAM ネット）によると、右図のとおり、認知症高齢者グループホームは年々大きく増加しており、平成17年12月末の施設数は、平成12年12月末の約10倍となっている。

認知症高齢者グループホーム施設数の推移
(毎年12月31日現在の施設数)



3. 3 認知症高齢者グループホームの実態調査の概要

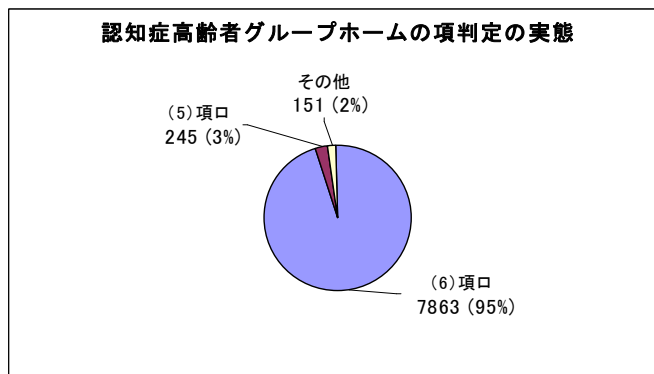
消防庁が全国の消防機関を通じて認知症高齢者グループホームの実態調査（平成 18 年 1 月 10 日～1 月 31 日）を行った結果によると、次のような特徴がある。

- ・ 調査対象 老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく「認知症対応型老人共同生活援助事業」が行われている建築物
- ・ 調査対象建物数 8, 259

(1) 認知症高齢者グループホームに係る消防法令上の用途判定

約 95%の認知症高齢者グループホームが、消防法施行令別表第一(6)項口の施設（福祉施設）として判定されている。

※ グラフ中の(5)項口とは共同住宅等をいい、その他は一般住宅等が該当する。

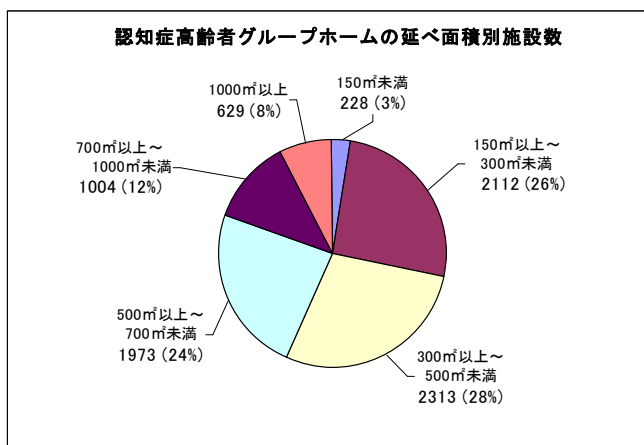


(2) 認知症高齢者グループホームの延べ面積別施設数

150 m²以上 300 m²未満の施設、300 m²以上 500 m²未満の施設、500 m²以上 700 m²未満の施設が、それぞれ約 25%を占める。

なお、150 m²未満の施設が 3%程度、700 m²以上の施設が 20%程度ある。

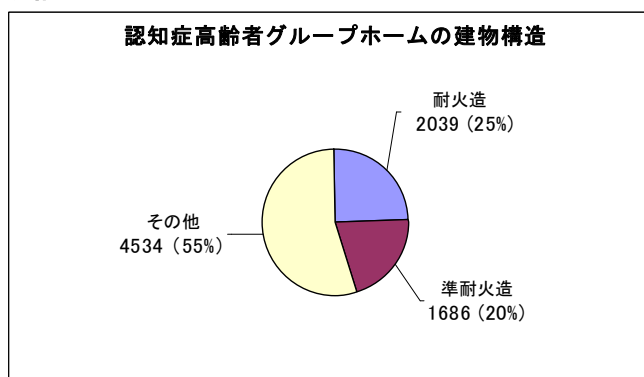
このように認知症高齢者グループホームは、小規模なものが多くなっている（300 m²未満が 3割程度、500 m²未満で 6割近くある。）。



(3) 認知症高齢者グループホームの建物構造

建物構造は、耐火造が約 25%、準耐火造が約 20%あるものの、約 55%はその他とされており、防火上弱い構造の建物が多くなっている。

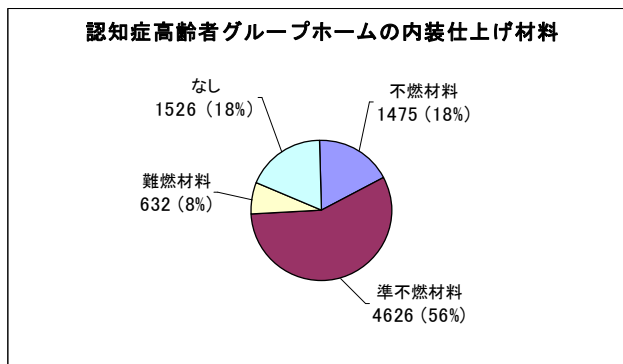
※ その他とは、木造等が該当する。



(4) 認知症高齢者グループホームの内装仕上げ材料

認知症高齢者グループホームの内装仕上げは、不・難燃性の材料が約80%を超えている。

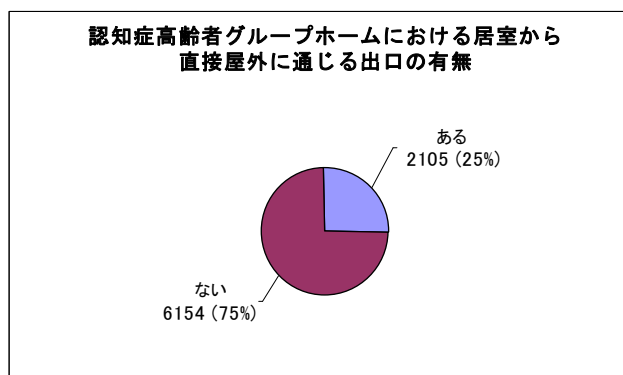
これは、建築基準法施行令第128条の4の規定により、200㎡以上の認知症高齢者グループホームを耐火建築物又は準耐火建築物外の建築物で造る場合は、少なくとも難燃材料で仕上げの必要があることによるものと考えられる。



(5) 認知症高齢者グループホームにおける居室から直接屋外に通じる出口の有無

認知症高齢者グループホームにおいては、居室から直接屋外に通じる出口がある施設は約25%あるものの、約75%の施設は直接屋外に通じる出口がない。

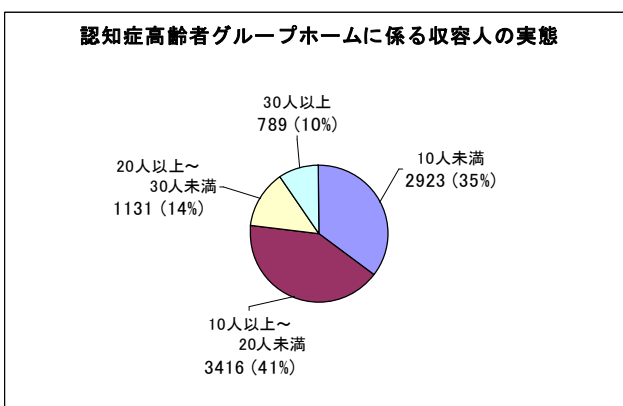
※ 直接屋外に通じる出口とは、ベランダを通じて直接避難階へ通じる出口を含み、腰壁がない掃き出し窓等の出口をいう。



(6) 認知症高齢者グループホームにおける収容人員

認知症高齢者グループホームにおける収容人員は、10人未満が約35%、10人以上20人未満が約41%となっており、20人未満の施設が全体の約76%を占める。

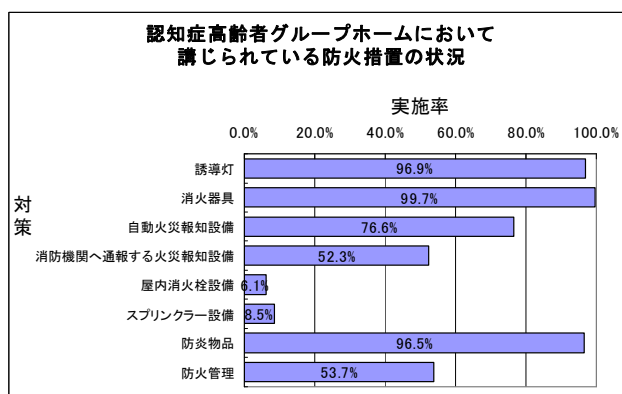
なお、30人以上の施設は10%程度しかない。



(7) 認知症高齢者グループホームにおいて講じられている防火措置の状況

認知症高齢者グループホームにおいて、消防法での義務付け、又は任意設置の設備として、講じられている防火措置としては、ほとんどの施設で誘導灯、消火器の設置及び防災物品の使用が措置され、約77%の施設で自動火災報知設備が措置されている。

しかし、消防機関へ通報する火災報知設備と防火管理は約50%の施設にとどまり、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備が措置されている施設は10%に満たない。



(8) 認知症高齢者グループホームにおける消防法違反の状況

消防機関による立入検査の結果、防災物品の使用について、比較的多くの違反が見受けられた。

項目		違反建物数	違反率 (注)
消防用設備等	誘導灯	3 2 9 件	4 . 0 %
	消火器具	1 5 7 件	1 . 9 %
	自動火災報知設備	2 3 9 件	2 . 9 %
	消防機関へ通報する火災報知設備	9 7 件	1 . 2 %
	屋内消火栓設備	3 2 件	0 . 4 %
	スプリンクラー設備	1 7 件	0 . 2 %
防 災 物 品		2, 0 1 0 件	2 4 . 3 %
消防用設備等点検報告		2, 0 1 7 件	2 4 . 4 %
防 火 管 理		1, 2 6 2 件	1 5 . 3 %

上記項目のいずれか1つ以上において消防法違反があるもの	3, 8 6 6 件	4 6 . 8 %
-----------------------------	------------	-----------

(注) 違反率は、建物総数 (8,259) に対する該当するものの割合を示す。

なお、認知症高齢者グループホームに係る消防法令上の基準の概要は次のとおり。

設置すべき消防用設備等	(6)項ロ (福祉施設)
誘導標識	
誘導灯	全部
消火器具	≥ 1 5 0 m ²
自動火災報知設備	≥ 3 0 0 m ²
漏電火災警報器 (ラスモルタルのみ)	≥ 3 0 0 m ²

消防機関へ通報する火災報知設備	≧ 5 0 0 m ²
屋内消火栓設備	≧ 7 0 0 m ² (準耐火≧ 1 4 0 0 m ² 、耐火≧ 2 1 0 0 m ²)
スプリンクラー	≧ 1 0 0 0 m ² (※)
屋外消火栓設備	≧ 3 0 0 0 m ² (準耐火≧ 6 0 0 0 m ² 、耐火≧ 9 0 0 0 m ²)

(※) 自力避難困難者入所施設の場合。その他の場合は≧ 6 0 0 0 m²。

防 火 管 理	(6)項口 (福祉施設)
防火管理者の選任等義務	≧ 3 0 人

防 炎 物 品	(6)項口 (福祉施設)
防災物品の使用義務	義務あり > 0 m ²

第4章 認知症高齢者グループホーム等の防火上の課題と講ずべき対策

認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災と同様の惨事を起こさないようにするために、認知症高齢者グループホーム等の防火上の課題を整理するとともに、講ずべき対策について整理する。

1. 認知症高齢者グループホームの特性について

認知症高齢者グループホームの特性を整理すると、次のようになる。

(1) 自力避難困難者が入所している認知症高齢者グループホームにおいては、職員1人で火災時に全入所者を短時間で避難させることが困難である。

「認知症高齢者グループホーム」に入所する者の要件を整理すると、①「認知症」（脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態）であることに加え、②65歳以上で「要介護者」（平成17年4月時点の平均要介護度は2.38）である等日常生活を営むのに身体上又は精神上の理由から支障があることが挙げられる。

このことは、職員（非常勤職員、ボランティア等を含む。以下同じ。）1人で火災時に全入所者を短時間で避難させることが難しいことを意味する。

(2) 認知症高齢者グループホームの建物構造は、防火上脆弱なものが多い

認知症高齢者グループホームは小規模施設が多く、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物に該当せず、木造建築物とすることが可能で、火災の延焼拡大をその部位で止める防火区画がないことが一般的である。また、内装の不燃化が図られない場合もあることから、一度火災が発生すると短時間のうちに建物が煙で汚染されたり、火炎に包まれる危険性がある。

2. 認知症高齢者グループホームの防火上の課題について

認知症高齢者グループホームの防火上の課題を人的要因及び施設的要因などの観点から整理すると、次のようになる。

(1) 認知症高齢者グループホームにおける出火防止・着火防止に係る課題

認知症高齢者グループホームにおける出火防止・着火防止に係る課題としては、次のものが挙げられる。なお、認知機能の低下によって、火気等の適正な管理が行えない場合には、火災危険性が増大することに留意する必要がある。

ア 入居者に喫煙する者がいると、タバコ、ライター、マッチ等の不始末により出火する可能性がある。

イ 入所者が自宅で使用していたコタツや電気カーペット等の暖房器具等を引き続き個室で使用する可能性があるが、電気コードの接触不良やコンセントのトラッキング等により出火する可能性がある。

ウ 認知症高齢者グループホームは生活の場であり、石油系材料で作られたソファや衣類、布団等の燃えやすいものが使用されている。

(2) 認知症高齢者グループホームにおける火災の早期発見に係る課題

認知症高齢者グループホームにおける火災の早期発見に係る課題としては、次のものが挙げられる。

- ア 夜間の職員数は1人であることが多いことから、職員の嗅覚、視覚、聴覚等により火災を発見しようとしても発見が遅れる可能性がある。特に、職員が離れた場所で一部の入所者の介護等に従事している場合は、さらに火災に気付くのが遅れる可能性がある。
- イ 入所者が火災を早期に覚知し、職員及び他の入所者に対して情報伝達を行うことを前提として防火対策の検討を行うことは通常困難である。
- ウ 火災の早期発見に資するため、消防用設備等である「自動火災報知設備」を設置しようとする場合、一定の費用が必要となる。

(3) 認知症高齢者グループホームにおける火災時の消防機関に対する通報に係る課題

認知症高齢者グループホームにおける火災時の消防機関に対する通報に係る課題としては、次のものが挙げられる。

- ア 夜間の職員数は1人であることが多いことから、火災時に初期消火・避難介助等を行っている場合消防機関に対する通報が遅れる可能性がある。
- イ 火災発生により職員がパニック状態に陥った場合には、的確な通報を行えない可能性が高い。
- ウ 火災時に入所者が消防機関へ通報することを前提として防火対策の検討を行うことは通常困難である。
- エ 火災時に迅速に消防機関へ通報するため、消防用設備等である「消防機関へ通報する火災報知設備」を設置しようとする場合、一定の費用が必要になる。

(4) 認知症高齢者グループホームにおける初期消火・延焼拡大防止に係る課題

認知症高齢者グループホームにおける初期消火・延焼拡大防止に係る課題としては、次のものが挙げられる。

- ア 夜間の職員数は1人であることが多いことから、火災時に通報・避難介助等を行っている場合初期消火ができない可能性がある。
- イ 火災時に職員が消火器の設置場所を覚えていなかったり、消火器の使用法に習熟していない場合もあることから、有効な初期消火が行えない可能性がある。
- ウ アやイにより有効な初期消火ができない可能性があり、火災の火勢が強くなると、消火器では対応が困難となる。(消火器の場合、炎が天井面に到達すると消火できないとされており、消火器による確実な消火を期待できるのは炎の高さが1mから1.5m程度までである。)
- エ アからウに加えて、石油系材料で作られたソファや衣類、布団等が使用されているため、延焼拡大速度が速く、極めて短時間で火災規模が大きくなってしまいう他、消火の困難性も高まるため、初期消火に失敗する可能性が高い。
- オ 火災時に入所者が初期消火を行うことを前提として防火対策の検討を行うことは通常困難である。
- カ 初期消火に資するため、消防用設備等である「スプリンクラー設備」を設置しようとする場合、一定の費用が必要になる。

(5) 認知症高齢者グループホームにおける避難に係る課題

認知症高齢者グループホームにおける避難に係る課題としては、次のものが挙げられる。

- ア 入所者が認知症高齢者であることを踏まえると、火災時に避難が困難になる前に入所者を全員避難させることは難しい場合が多い。
- イ 夜間に火災が発生すると、1人の職員で全入所者の避難介助を行う必要がある場

合も想定されるが、どのように入所者の避難介助を行うことが最も短時間で1人でも多くの入所者を屋外の安全な場所に避難させる方法かについて、職員に十分認識されていない場合がある。

ウ 各個室の窓に腰壁があり入所者が容易に個室の外に出ることが難しい構造となっている場合や、職員のみが出入り口等の施錠管理を行うことができる仕組みとしている場合などがあるが、このような場合には、火災時に入所者が容易に屋外に避難できない危険性がある。

エ 周辺に民家や他の施設等がない場合もあり、このような場合には、非常時に近隣の援助が得られない危険性がある。

(6) 認知症高齢者グループホームにおける教育・訓練等防火管理に係る課題

認知症高齢者グループホームにおける教育・訓練等防火管理に係る課題としては、次のものが挙げられる。

ア 職員が、防火管理講習や防火教育・訓練を受けていないと、火災時に迅速かつ的確な応急対応を講ずることが難しい。

イ 定期的な消防訓練等が行われておらず、職員が設置されている消防用設備等の使用方法や有効な通報・避難の方法を理解していない場合がある。

ウ 喫煙等の制限を行っている場合であっても、それが徹底されていない可能性がある。

エ 収容人員が30人未満では防火管理者を選任する義務は課されていないため、有効な防火管理体制の確立が進まない状況にある。

(7) 認知症高齢者グループホームにおける用途の判定に係る課題

認知症高齢者グループホームについては概ね福祉施設として消防法令の規定が適用されているところであるが、共同住宅を改修した小規模なものについて、一部共同住宅とされている実態がある。しかしながら、避難困難な者が入所しており防火安全対策を講ずる必要性が高いことにかんがみ、福祉施設として消防法令が適用されることを明確化する必要がある。

3. 認知症高齢者グループホームにおいて講ずべき防火対策について

2で整理した認知症高齢者グループホームの防火上の課題を踏まえると、「認知症高齢者グループホーム」は、消防法令上、福祉施設であって自力避難困難な者が入所するものと基本的に同じ特性を有していることを前提に取り扱うことが適当であるが、その上で講ずべき防火対策の基本的な考え方を整理すると、次のようになる。

【認知症高齢者グループホームにおいて講ずべき防火対策の基本的な考え方】

- (1) 認知症高齢者グループホームに入所している方々の安全を最優先に考え、併せて関係者が安心して入所者のケアを行うことが重要であり、これらのことを踏まえて防火安全対策を講ずることが必要である。
- (2) 認知症高齢者グループホームの入所者は、認知症であるとともに要介護者を含む高齢者であり、火災時に全入所者が短時間で避難することが困難であることから、火災の早期発見及び迅速な消防機関への通報が必要とされるのと同時に、初期消火及び火災拡大防止についても、管理者に対して徹底していく必要がある。
- (3) 認知症高齢者グループホームは、認知症の進行防止を図るとともにその回復を目指す施設であることから、それまで自宅で使用していた物を引き続き使用し、生活環境が急激に変化しないようにすることに配慮し、衣類、寝具類等の一定の個人所有物品の持込みは認めるべきである。

上記の基本方針を踏まえると、認知症高齢者グループホームの防火安全性を確保するために講ずべき防火対策としては、火災予防対策として出火防止対策が挙げられるが、火災を完全に防止することはできないことから、さらに応急対策として、火災早期発見、初期消火、消防機関に対する通報、入所者の避難介助が必要不可欠であり、具体的には次のものが挙げられる。

(1) 出火原因となる火気の使用又は取扱いの適切な管理等

認知症高齢者グループホームにおける出火の原因としては、主として、喫煙、調理器具・暖房器具の使用などの火気の使用又は取扱いが考えられる。

喫煙については、できる限り日常生活に近い環境で認知症の回復を促すという認知症高齢者グループホーム制度の趣旨にかんがみれば、嗜好を規制することとなる禁煙を強要することは困難であるが、共用室等の一定の場所で喫煙を行う等の一定の管理を行うこととするとともに、その実効性を確保するような管理体制を構築することが必要である。

また、共用で用いる調理器具・暖房器具のうち裸火を用いたり、表示面温度が高くなるものを入所者が使用する場合には、職員が火災危険性に十分配慮して対応するとともに、個人持込みの暖房器具については、同様の認知症高齢者グループホーム制度の趣旨から、使い慣れたものを使用させるべきという議論もあるが、経年劣化や不適切な使用方法による出火が起きないように十分に留意する必要がある。

なお、これらの火気の管理については、その意義を理解し適切に実施するため、後述するように消防法第8条に定める防火管理者を定め、火気の使用又は取扱いに関する監督その他防火管理上必要な業務を行わせるようにしなければならない。

さらに、火災の延焼拡大を防止するためには、共用室の収容物には防火性能を有したものを使用することが望まれる。

(2) 火災を早期に感知し、在館者に報知する自動火災報知設備の設置

認知症高齢者グループホームは小規模の木造建築物である場合が多いことから、万が一火災が発生した場合は、短時間で火災が拡大する可能性があり、一刻も早く応急対応を講ずる必要があるが、火災に伴って発生する煙、音、光のみに頼ると応急対応に遅れを来す懸念がある。したがって、火災による温度上昇や煙を自動的に感知し、火災の初期段階で職員及び入所者に対して火災警報を発する自動火災報知設備を設置すべきである。

なお、対象物全体の規模が小さいことや各居室があまり広くないこと等認知症高齢者グループホームの特性を考慮すれば、自動火災報知設備に代えて住宅用火災警報器を活用することも考えられる。この場合出火室で住宅用火災警報器等が火災警報を発しても、出火室の扉が閉め切られていたり、他の在館者がテレビ等を見ていると火災警報音が聞こえない場合もありうることから、自動火災報知設備と同等の防火安全性を確保するため、住宅用火災警報器の火災信号が移報され、廊下や職員事務室でも火災警報音が鳴動するシステムとすることを前提に認めることが適当である。

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置

認知症高齢者グループホームにおける夜間の職員数は1人であることが多いことを踏まえると、火災時において職員は初期消火又は避難介助に専念すべきであり、また通常の電話を使用して消防機関に通報した場合は、電話の操作や所在地等火災に関する情報の伝達に時間を要するという問題点がある。そのため、認知症高齢者グループホームには、短時間で通報を行うことができる消防機関へ通報する火災報知設備を設置し、押しボタン又は自動火災報知設備（自動火災報知設備に代えて住宅用火災警報器等を用いたシステムを設置する場合は、住宅用火災警報器等）の作動と連動して火災発生後迅速に消防機関へ火災を通報できるようにする必要がある。

(4) 個室及び共用室に対する住宅用スプリンクラー設備の設置等

「やすらぎの里 さくら館」の火災からもわかるように認知症高齢者グループホームで夜間に火災が発生した場合、1人の職員では、短時間に全入所者を屋外に避難させることが難しいことから、認知症高齢者グループホームには火災時の熱により自動的に放水することができるスプリンクラー設備を設置すべきである。しかし、可燃性の家具、調度類等の量が一般住宅と同程度であること、各居室も一般住宅と同程度の面積を有すること、建物規模が小さいこと等の認知症高齢者グループホームの特性に加え、事業主の経済的負担を考慮すれば、一定の防火安全性能が認められる範囲で、スプリンクラー設備に代えて水道の水圧により火災時に自動的に放水することができる住宅用スプリンクラー設備*の設置を認めることが適当である。

なお、認知症高齢者グループホームの位置、構造等の状況を踏まえると、次の場合には全ての入所者が安全な時間内に避難しうると考えられることから、住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができると考えられる。

ア 一定の面積以下に防火区画を形成した場合（一定面積以下に防火区画が形成されれば、出火区画内の入所者が安全な時間内に当該防火区画外に避難しうると考えられる。）

イ 一般住宅と同程度に小規模な認知症高齢者グループホーム（例えば、平屋建ての一定面積以下のものにあつては、火災時における火点の確認と初期対応が迅速に行えること、入所者数が少ないこと、安全な時間内に容易に屋外に避難することができること等の防火上の特性を有すると考えられる。）

これに対して、全ての認知症高齢者グループホームに対し、自動火災報知設備及び消

防機関へ通報する火災報知設備の設置に加えて、更に住宅用スプリンクラー設備の設置まで義務付けることについては、建物の構造、所有関係、改修費用などのために、認知症高齢者グループホームの良さである家庭的な環境が保てなくなったり、閉鎖を余儀なくされる認知症高齢者グループホームが生じたりする可能性も考え合わせれば、慎重に検討すべきであるとの意見があった。

また、今回の検討にあたり実施した実態調査（「認知症高齢者グループホーム等に係る実態調査について」平成18年1月11日消防予第10号）の結果から、一部の認知症高齢者グループホーム（24施設／7963施設）には消火器が設置されていなかったことがわかったが、消火器は火災の初期の段階における消火に対し非常に効果的であり、また、消火器を含めた消火設備が全く設置されていない場合は、いくら火災を早く覚知することができてもその拡大を抑えることができないという問題点があるため、認知症グループホームには必ず消火器を設置する必要がある。

※ 住宅用スプリンクラー設備とは、住宅における火災による死者を減らすために平成3年に技術ガイドラインが策定された自動消火設備である。住宅用スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドの作動原理は一般のスプリンクラー設備と同様であるが、スプリンクラー設備専用の水源、ポンプ、自家発電設備を要さず、水道直結で放水するものであることや、社会福祉施設に設置されている一般のスプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドの放水量が50リットル／分・個であるのに対して、住宅用スプリンクラー設備の放水量は30リットル／分・個であることが大きな違いとして挙げられる。

(5) 防火管理者の選任を義務づける対象の拡大

① 防火管理者の選任等の防火安全対策

認知症高齢者グループホームの職員については、火災時における消防機関への通報、消火器等の設置場所や使用方法に熟知していない、最も短期間で1人でも多くの入所者を安全な場所に避難させる方法について十分認識していない等、火災の危険性、防火安全対策の必要性・重要性に関する認識が十分とは言えない場合がある。また、(1)で述べたとおり、日常的な火気の使用又は取扱いの管理を実施すること、及び(2)から(4)までに述べた自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、住宅用スプリンクラー設備等の消防用設備等についても日常的に点検を行うこと等が必要である。

このため、現在収容人員30人以上の認知症高齢者グループホームは消防法第8条に基づく防火管理者の選任及び防火管理業務の実施義務について、この対象を広げる必要がある。

その際、「認知症高齢者グループホームにおいては介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）第157条から第159条までの規定により、入居定員は5人以上とすることと、入居者3人又は端数ごとに1人の従業員を置く必要があることから、入居定員を下限の5人とした場合の従業員数は通常2人、入居者・従業員の合計である収容人員は7人となる。したがって、収容人員7人以上の認知症高齢者グループホームについては消防法第8条に基づく防火管理者の選任及び防火管理上業務の実施義務を課すべきである。

② 消防計画に定める教育・訓練等防火管理上必要な業務

①で述べたとおり、消防法第8条に基づく防火管理を義務づけることにより、防火に関する知識・技術を修得した防火管理者が選任され、当該防火管理者により防火に関する行動計画書（対応マニュアル）である「消防計画」が作成されることとなる。消防計画に定める事項は消防法施行規則第3条に規定されているが、例えば次のものが挙げられる。

- ア 防火対象物の火災予防上の自主検査に関すること。
- イ 消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- ウ 防火上必要な教育に関すること。
- エ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- オ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

消防計画は、防火管理者に限らず認知症高齢者グループホームの職員全体が行うべき防火上必要な教育、消火等の訓練の実施、消防設備等の点検及び整備、火気の管理等について作成することから、全ての職員について防火安全対策についての意識も高めることができる。また、消火、避難等の訓練を少なくとも年2回以上実施することが義務づけられ、繰り返し実施することとなる。

なお、消防計画と基準第173条で準用する第103条に規定される「非常災害に関する具体的な計画」と整合性をとることに留意する必要がある（例えば、消防計画を作成した場合は「非常災害計画」に代替することができることを規定するなど）。

4. 認知症高齢者グループホームの実態を踏まえた防火安全対策を推進するための留意事項

- ア 事業主にとって過大な経済的負担とならないように一定の性能を確保しつつ安価なシステムが構築できるように努力する必要がある。
- イ 既存の認知症高齢者グループホームでは、可能な限り速やかに防火安全対策を講じることが望ましいが、建築物の改築を要する場合も考えられること、経済的にも相当の負担であることに配慮し、新たに防火安全対策を講じるようにするまでには少なくとも5年程度の猶予期限が必要である。
- ウ 認知症高齢者グループホームは、認知症ケアに配慮した住環境を大切にしていることから、防火安全対策を推進する上でも入所者のケアに十分に配慮する必要がある。
- エ 既存の認知症高齢者グループホームにあっては、既に管理体制や入所者の特性が明らかになっていることから、その設置場所、構造、設備、管理、入所者の状況を踏まえ、例えば、次の(ア)から(ウ)に該当するものは、十分な防火管理体制が構築されていることを条件に住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができると考えられる。
 - (ア) 各居室から廊下や玄関を通過して屋外へ至る避難経路の他に、廊下を経由しなくても直接屋外へ避難することができ、全ての入所者が安全な時間内に避難しうるもの。
ただし、施錠等により入所者が容易に屋外へ避難できない場合、入所者の特性を踏まえると開口部が容易に避難できる構造でない場合、2階以上の階に入所する者の特性を踏まえると容易に屋外に避難することが困難な場合等で、安全な時間内の避難介助が期待できない場合には、住宅用スプリンクラー設備の設置が必要である。
 - (イ) 建物の構造特性、入所者の避難特性、職員の勤務体制等を踏まえ、夜間も含めて複数の職員がいる等により初期消火の確実な実施と安全な時間内に全ての入所者が容易に屋外へ避難できるもの。
 - (ウ) 近隣協力者との取り決めにより、自動火災報知設備連動で近隣協力者に火災警報が伝達され、それによって避難介助が保障されて、全ての入所者が安全な時間内に避難しうるもの。

5. 認知症高齢者グループホームと同様の火災危険性を有する施設の防火安全対策

認知症高齢者グループホーム以外の自力避難が困難な者が入所している施設について

ても、各施設の利用者の特性やサービス内容等を勘案しつつ、認知症高齢者グループホームにおける防火安全対策を踏まえて別途検討する必要がある。

これらの施設についても、住宅用スプリンクラー設備の設置を要しないものの要件は、認知症高齢者グループホームと同様に整理することが考えられる。

なお、通所サービスのみを提供する施設や、自宅や個人家庭と同様の居住形態において家族等が日常生活の面倒を見て一定時間の介護サービスを受ける場合は検討の対象から除くことが適当である。